

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの。

□ イに掲げる障害児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの。

5 指定ろうあ児施設において、次のイ又はロに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度盲ろうあ児支援加算として、1日につき、イに掲げる障害児(ロに該当する者を除く。)については143単位を、ロに掲げる障害児については171単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

イ 次のいずれかに該当する盲児又はろうあ児

(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

□ イに掲げる障害児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの

6 注4イ若しくはロ又は注5イ若しくはロに定める障害児であって、重複障害児である障害児に対して、指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

7 指定盲児施設若しくは指定ろうあ児施設において幼児である障害児に対して、又は指定難聴幼児通園施設において幼児である障害児(知的障害児又は肢体不自由児に限る。)に対して、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合 78単位

ロ 指定難聴幼児通園施設の場合 253単位

8 盲ろうあ児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

9 基準月において、指定盲児施設若しくは指定ろうあ児施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数又は指定難聴幼児通園施設の1月間の通所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数(次の算式において「実利用延べ日数」という。)が、平成18年9月における当該盲児施設(児童福祉施設最低基準第60条第1項の盲児施設をいう。)、ろうあ児施設(同条第2項第1号のろうあ児施設をいう。)(又は難聴幼児通園施設(同号の難聴幼児通園施設をいう。))の入所定員の数から基準月における措置人員数を控除した数に指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において指定施設支援を行う場合には30.4を、指定難聴幼児通園施設において指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(次の算式において「加算算定基準数」という。)を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合にあっては、加算しない。

算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設における所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

2 入院・外泊時加算(1日につき)

指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合に、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 6日目まで

(1) 入所定員が60人以下の場合 320単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位

(3) 入所定員が91人以上の場合 252単位

ロ 7日目から12日目まで

(1) 入所定員が60人以下の場合 160単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位

(3) 入所定員が91人以上の場合 126単位

3 家庭連携加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定施設基準第62条第1項の規定により指定難聴幼児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第3において「指定難聴幼児通園施設従業者」という。)が、施設支援計画(指定施設基準第68条第1項において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。4において同じ。)に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定難聴幼児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定難聴幼児通園施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定難聴幼児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

5 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定施設基準第61条第1項の規定により当該指定盲児施設又は指定ろうあ児に置くべき従業者のいずれかの職種の者(栄養士及び調理員を除く。)が、施設支援計画(指定施設基準第68条第1項において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6 食事提供加算

イ 食事提供加算Ⅰ 42単位

ロ 食事提供加算Ⅱ 58単位

注1 イについては、中間所得者の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び低所得者等の施設給付決定に係る障害児(小学校就学前の障害児を除く。)に対し、指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。